

証券コード 6926

2025年6月6日

株 主 各 位

東京都世田谷区等々力六丁目16番9号

岡谷電機産業株式会社

代表取締役
社長執行役員 高屋舗明

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.okayaelec.co.jp>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「投資家情報」から表示される「IRニュース」の欄よりご確認ください。）

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6926/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」または「コード」を入力、検索し、「検索結果」として表示される当社の「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある【株主総会招集通知 / 株主総会資料】欄よりご確認ください。）

当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使の方法につきましては、3～4ページの「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

敬 舟

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）6階 霧島

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第102期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第102期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
◎当日ご来場の場合は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎車椅子でのご来場の方には、会場内に専用スペースをご用意しております。補助が必要な場合は当社受付スタッフにお気軽に声をお掛けください。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を省略しております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
- ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ④ 連結計算書類の「連結注記表」
- ⑤ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑥ 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時20分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時20分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書	株主番号 ○○○○○○○○	議決権の数 XX個
○○○○	御中	
××××年 ×月××日		
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____ <small>(1) 賛否欄</small>		
ブラウザ用 議決権行使 ポータル ログインQRコード 		
見本 		
○○○○○○○○		

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



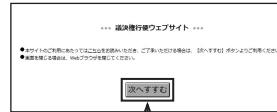
「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

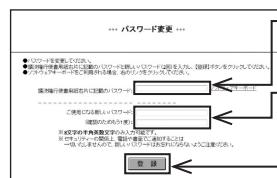
- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

事業報告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

イ. 営業の状況

当連結会計年度において、国内では緩やかな景気回復基調が継続する一方、資源価格の上昇、為替が円安水準で推移した影響等により、物価は上昇傾向となりました。海外では中国における不動産市場の低迷等を背景にした景気減速の長期化や地政学リスク、米国新政権発足後の関税措置等の動向、不安定な為替市場等、先行き不透明な状況が継続しています。

当社の主要な販売市場では、空調機器向けにおいて緩やかながらも受注回復の兆しがみられます。一方、在庫調整が長期化している産業機器向けの回復は遅れおり、厳しい市場環境が続いている。また、過年度における売上高増の反動減の影響もあり、売上高の回復には至りませんでした。

営業利益については、コスト構造改革の推進や製品価格の改定を引き続き推進しましたが、売上高減少や原材料の調達コスト増加の影響等により、黒字確保に至りませんでした。

このような状況下、当社は安定供給と受注の急激な変動に機動的に対応する為の生産体制の構築並びに新製品開発に向けた技術力の強化を継続して進めております。用途や使用環境が多様化する中、高い信頼性要求に応える製品ラインナップを一層拡充するとともに豊富な製品群を活かしたEMC対策^(*)の提案力を強化しています。中長期的に成長が期待される産業機器、空調機器、車載関連等を中心に需要回復時の確実な受注確保及び売上増加に繋げてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は95億98百万円（前年比67%）、営業損失は17億49百万円（前年度は4億円の営業利益）、経常損失は17億2百万円（前年度は4億29百万円の経常利益）となり、親会社株主に帰属する当期純損失は17億5百万円（前年度は1億20百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

^(*)EMC : Electro Magnetic Compatibility 電磁両立性を表し、電磁ノイズとも総称されます。

□. 部門別概況

コンデンサ製品

産業機器向け及び空調機器向けの減少により、コンデンサ製品の売上高は38億87百万円（前年比63%）となりました。

ノイズ・サージ対策製品

産業機器向け及び空調機器向けの減少により、ノイズ・サージ対策製品の売上高は32億32百万円（同57%）となりました。

表示・照明製品

国内における産業機器向けの減少がみられたものの、その他の分野の増加により表示・照明製品の売上高は22億44百万円（同108%）となりました。

センサ製品

国内における産業機器向け及び時計指針補正用等の減少により、センサ製品の売上高は2億34百万円（同50%）となりました。

部門別売上高実績

部 門	売 上 高	受 注 高
コンデンサ製品	3,887百万円	3,686百万円
ノイズ・サージ対策製品	3,232	2,840
表示・照明製品	2,244	1,602
センサ製品	234	227

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資実施額は177百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

当連結会計年度に完成した主要な設備投資

東北オカヤ株式会社 コンデンサ製品の製造設備

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

項目	2021年度 第99期	2022年度 第100期	2023年度 第101期	2024年度 (当連結会計年度) 第102期
受注高(百万円)	24,386	14,944	5,304	8,356
売上高(百万円)	13,366	17,109	14,323	9,598
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	△354	830	429	△1,702
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△436	613	120	△1,705
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失(△)(円)	△19.51	27.42	5.41	△76.24
総資産(純資産)(百万円)	15,998 (7,255)	16,789 (8,228)	17,059 (9,037)	14,045 (7,068)
1株当たり純資産(円)	324.50	367.90	404.13	315.80

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。いずれにおいても控除される自己株式数には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託財産として「株式会社日本カストディ銀行(信託E口)」が保有する当社株式が含まれています。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
東北オカヤ株式会社	80,000千円	100.00%	電子部品の製造販売
O S D 株 式 会 社	10,000千円	100.00	電子部品の製造販売
岡谷香港有限公司	30,700千HK\$	100.00	電子部品の製造販売
東莞岡谷電子有限公司	9,000千US\$	100.00	電子部品の製造販売
OKAYA LANKA(PRIVATE) LIMITED	250,000千LKR	100.00	電子部品の製造販売
岡谷香港貿易有限公司	600千HK\$	100.00	電子部品の輸入販売
OKAYA ELECTRIC (THAILAND) CO., LTD.	10,000千THB	100.00	電子部品の輸入販売
OKAYA ELECTRIC (SINGAPORE) PTE LTD	500千S\$	100.00	電子部品の輸入販売
OKAYA ELECTRIC AMERICA, INC.	400千US\$	100.00	電子部品の輸入販売

(注) 上記の議決権比率には、当社の子会社が所有する議決権が含まれています。

(4) 対処すべき課題

①当社事業を取り巻く環境

アジアメーカーの技術力向上とともに競争が激化するなか、新たな販売領域の確保と既存品の競争力強化、安定的な商品供給等、様々な対応が求められています。また、中国における不動産市場の低迷等を背景にした景気減速の長期化や地政学リスク、為替の急激な変動、米国新政権発足後の関税措置等の動向等、先行き不透明な状況が継続しています。また、電子部品業界につきましては、空調機器向けにおいて緩やかながらも受注回復の兆しがみられる一方、在庫調整が長期化している産業機器市場の回復は遅れており厳しい状況が続いています。

このような事業環境下、当社は、多様化するニーズに応える技術基盤の強化、生産能力並びに生産性の向上、コスト構造改革の推進、製品価格の改定等の取組みにより、多様な分野における様々な用途での販売実績を積み上げ、競争力向上と収益基盤の強化に取組んでまいります。

②各セグメントの課題対応

コンデンサ製品事業においては、顧客の使用環境の多様化により、耐高温・高湿製品のさらなるラインナップ拡充が求められています。これを実現することで、従来納入が困難であった業界・分野へ進出する足がかりとし、販路拡大、売上増に努めてまいります。また、高周波対応コンデンサの開発にあたっては、ユーザーと実証実験を開発部門にて進めています。この他、国際規格の改版に伴う製品性能の高度化が求められているため、社内検証を進めております。

ノイズ・サージ対策製品事業においては、機器のデジタル化・高周波化・高速伝送化に伴い電子機器の高機能化が進むなか、電子回路の安定性を確保するノイズ対策技術の高度化要求が強くなっています。従来それぞれの部門において蓄積してきたノイズフィルタ技術、サージプロテクト技術及び基幹技術をさらに高めていくとともに、コンデンサ製品事業とのシナジーを高めた一体的な製品戦略並びに提案力を強化していきます。また、新たな国際規格に適応した製品開発も進めながら、「ノイズ・サージ対策のパートナー」としての地位の確立に努めてまいります。

表示・照明製品事業においては、特定顧客を納入対象とするカスタム品が主軸であり、さらなる拡大のため、独自技術の開発や新たな業界・分野における顧客獲得の必要があります。

センサ製品事業においては、産業機器向けエンコーダ用や時計指針補正用といった特定分野の製品において高い評価をいただいておりますが、今後はより販路を充実させ、ユーザーの拡大を図る必要があります。

③技術・品質・生産の組織能力の強化

当社は顧客からの信頼こそがOKAYAブランドそのものであると認識し、これをより一層高めるべく、技術・品質・生産全体のレベルアップを推進しております。

当社が成長市場と位置付け注力している産業機器、空調機器、車載関連等の分野では、顧客からの要求事項や安全性に関する国際規格の高度化が顕著であり、これらに適切に対応してまいります。また、当社は多品種にわたる製品の安定供給を実現しながら余剰在庫の発生を回避するため、受注生産方式を採用しておりますが、急激な受注量の変動に対応できるよう、生産工程のより一層の自動化等の生産性向上を加速してまいります。さらに、組織体制の変更や専門人材の集約、受注から納品までを一元管理する基幹システムの刷新に向けた取組みも行っております。また、一部の生産設備についてはIoT化による生産状況のリアルタイム把握やトレーサビリティ向上を図る試みを実施しております。

新規ビジネス機会の創出や新技术の開発については、技術本部内の開発部署や社長直下の部署にて取組んでおり、多様な部署が協力し合うことでの相乗効果を得られるように進めております。

④生産部門を中心とする緊急時への対応力の強化

当社は従前より、緊急事態発生時の初動対応や優先的に実施する諸施策等について、グループ全体でのBCP（事業継続計画）運用に取組んでおります。災害に起因する影響の他、半導体や電子部品の調達困難等、より深刻化・多様化するリスクへの対応として、主力製品の代替生産体制の整備や生産・調達体制の見直し等、BCPの実効性向上に取組んでおります。

⑤サステナビリティ・CSRへの取組み

社会から信頼される成熟した企業を目指し、グループ全体でサステナビリティ・CSRへの取組みを強化してまいります。サステナビリティに関する取組みは、リスクの低減・収益機会に繋がる重要な課題と認識し、営業・購買・生産等の様々な領域で、社会・環境への長期的な配慮を実現した事業活動に取組んでまいります。CSRに関する取組みは、岡谷グループ人権方針を制定し、コンプライアンス体制の強化を図っております。

⑥社会環境・構造の変化への対応

原材料価格の変動やエネルギー価格の上昇に加え、中国の景気減速の長期化や不安定な為替市場等の事象に対し、業務の仕組みやインフラの見直しを図っております。今後も社会の変化に柔軟に対応し、社員の働き方や顧客サービス提供のあり方を見直していく必要があります。

(5) **主要な事業内容** (2025年3月31日現在)

当社グループは次の製品の製造販売をいたしております。

コンデンサ製品、ノイズ・サージ対策製品、表示・照明製品、センサ製品

(6) **主要な拠点** (2025年3月31日現在)

本 営 業 所	東京都世田谷区等々力六丁目16番9号 東関東（東京都世田谷区）、西関東（東京都世田谷区）、名古屋（名古屋市東区）、大阪（大阪市福島区）
出 張 所	長野（長野県岡谷市）、福岡（福岡市博多区）
国 内 開 発 拠 点	長野事業所（長野県岡谷市）、埼玉事業所（埼玉県行田市）
国 内 生 産 拠 点	東北オカヤ株式会社（岩手県一関市・福島県安達郡）、O S D株式会社（埼玉県行田市）
海 外 生 产 拠 点	岡谷香港有限公司（香港）、東莞岡谷電子有限公司（中国広東省東莞市）、OKAYA LANKA (PRIVATE) LIMITED（スリランカ）
海 外 販 売 拠 点	岡谷香港貿易有限公司（香港）、OKAYA ELECTRIC (THAILAND) CO., LTD.（タイ国バンコク都）、OKAYA ELECTRIC (SINGAPORE) PTE LTD（シンガポール）、OKAYA ELECTRIC AMERICA, INC.（米国インディアナ州）

(7) **使用人の状況** (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,057 (274) 名	58名減 (116名減)

- (注) 1. 当社グループ（当社及び連結子会社）は、複数のセグメントの製品及び商品を取り扱っており、セグメント別区分が困難なため事業のセグメント別従業員数は記載しておりません。
2. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 正規使用人減少の主な要因は、OKAYA LANKA (PRIVATE) LIMITED における人員減であり、パート及び嘱託社員減少の主な要因は、東莞岡谷電子有限公司における人員減であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
163 (26) 名	13名減 (3名増)	44.2歳	16.5年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,698百万円
株式会社八十二銀行	570
株式会社三井住友銀行	500

(9) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社及び関係会社（以下、「当社グループ」と言います）は、社是の「誠意」と経営理念である「ファイネストカンパニー（美しき良き会社）」、「ファイネストワーク（美しき良き仕事）」を踏まえて、健全な事業活動を展開するにあたり、法令等を遵守し、社会規範・企業倫理に則って行動するとともに、地球環境保全、社会貢献、人権尊重等について企業の社会的責任を果たすことを基本方針としております。そのために、当社は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、当社グループ各社を適切に統治いたします。

当社は、株主に対する受託者責任及び顧客、社会、社員等のステークホルダーに対する責任を果たし、上記の経営理念を踏まえ、実効性あるコーポレートガバナンス体制を構築し、当社グループの企業価値を永続的に高めるよう努めてまいります。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組み及び考え方を「コーポレートガバナンス基本方針」として制定し、当社ウェブサイトにおいて公開しております。

URL https://www.okayaelec.co.jp/dcmedia/other/cg_231101.pdf

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- | | |
|-------------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 90,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 22,921,562株 |
| (自己株式207,211株を含む) | |
| ③ 株主数 | 13,751名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託沖電気工業口	36,020百株	15.86%
明治安田生命保険相互会社	20,660	9.10
T P R 株 式 会 社	14,400	6.34
株 式 会 社 みずほ銀行	8,324	3.66
岡谷企業財形会	7,919	3.49
安田不動産株式会社	7,814	3.44
みずほ信託銀行株式会社	4,650	2.05
岡谷電機産業従業員投資会	3,786	1.67
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	3,302	1.45
K O A 株 式 会 社	2,560	1.13

- (注) 1. 持株比率は自己株式(207,211株)を控除して計算しております。なお、株式給付信託(BBT)導入により「株式会社日本カストディ銀行(信託E口)」が保有している当社株式330,200株は、上記の自己株式数には含まれていません。また、本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき一律に行使しないものとすることで、当社経営への中立性を確保しています。
2. みずほ信託銀行株式会社退職給付信託沖電気工業口は、沖電気工業株式会社がみずほ信託銀行株式会社に当社株式を信託する退職給付信託契約を締結した信託財産であり、議決権の行使については沖電気工業株式会社の指図によって行使されることになっています。
3. 持株数は百株未満を切り捨てて表示しております。
- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	山 田 尚 人	会長執行役員
代 表 取 締 役	高 屋 舗 明	社長執行役員
取 締 役	本 間 勤	上席執行役員 生産本部長
取 締 役	房 前 芳 一	
取 締 役	寺 本 進	
常 勤 監 査 役	吉 村 太 一	
監 査 役	吉 野 卓	
監 査 役	有 賀 義 和	

- (注) 1. 取締役房前芳一氏及び寺本進氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役吉村太一氏及び監査役有賀義和氏は、社外監査役であります。
 3. 当事業年度の取締役の異動は次の通りであります。
 2024年6月25日開催の第101回定時株主総会において寺本進氏が取締役に選任され、同日付で就任いたしました。昨間英之氏は2024年6月25日付で取締役を退任いたしました。
 4. 監査役吉野卓氏は、沖電気工業株式会社及び当社にて、約40年にわたり決算手続並びに財務諸表等の作成に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 2025年4月1日付で取締役の地位を以下のとおり変更しております。

氏名	変更前	変更後
山田 尚人	代表取締役 会長執行役員	取締役 会長執行役員

6. 当社は、取締役房前芳一氏及び寺本進氏、常勤監査役吉村太一氏及び監査役有賀義和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要

当社と取締役である高屋舗明氏、山田尚人氏、本間勤氏、房前芳一氏及び寺本進氏、監査役である吉村太一氏、吉野卓氏及び有賀義和氏は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしております。ただし、補償対象者が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明したときは、補償を受けた費用等を返還させる等を条件としております。なお、当社は各執行役員とも同内容の補償契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

イ. 被保険者の範囲

当社及びすべての関係会社の取締役・監査役及び執行役員

□. 保険契約の内容の概要

会社法第430条の第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がイの会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしております。ただし贈収賄などの犯罪行為や意図的な違法行為を行った役員自身の損害等は対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は、全額を当社が負担しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該方針の内容は以下のとおりです。

【1】基本方針

- (1) 取締役の報酬は、当社業績の向上と中長期的な企業価値向上の実現に必要な人材の確保に資するものとする。
- (2) 取締役の報酬は固定報酬である基本報酬と業績に応じて変動する業績運動報酬で構成する。社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとする。
- (3) 取締役の個人別の報酬は役位、職責、在任年数等に応じ、当社の経営環境等も勘案し決定する。

【2】報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額またはその算定方法

取締役の基本報酬は役位、職責、在任年数等に応じて当社の業績等も考慮しながら、総合的に勘案して支給額を決定する。

【3】業績運動報酬等の算定方法

業績運動報酬は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とする。

業績運動報酬は、当社が拠出する金銭を原資として信託を通じて当社株式を取得し、取締役に給付する株式給付信託で構成する。取締役には役員株式給付規程に従って、役位に応じて設定される基準ポイントに、各事業年度における営業利益の目標値の達成率に連動した係数に応じた当社株式給付のポイントを付与する。

【4】報酬等の種類ごとの割合

報酬には固定の金銭報酬である基本報酬と、業績連動報酬がある。業績連動報酬の報酬全体に占める割合は、最大30%とする。

【5】取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長がその報酬等の具体的な内容を決定する権限について委任を受けるものとする。その具体的な内容は、各取締役の固定報酬の額とする。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役を委員長とする人事報酬委員会に諮問し答申を得るものとする。

【6】報酬等を与える時期または条件

基本報酬は、月例の固定金銭報酬とする。

業績連動報酬は、対象となる取締役に対して、取締役会で定めた役員株式給付規程に従って、役位に応じたポイントを付与し、付与を受けたポイントの数に応じて、取締役を退任した時に当社株式を給付する。なお、給付の一定割合については、株式を換価し得られる金銭を給付する。

□ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績運動報酬等 (非金銭報酬等)	
取締役 (うち社外取締役)	97,440 (10,500)	97,440 (10,500)	— (—)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	26,400 (21,600)	26,400 (21,600)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	123,840 (32,100)	123,840 (32,100)	— (—)	9 (5)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 業績運動報酬等にかかる業績指標は、期初に定めた営業利益（開示した業績予想）であり、その実績は営業損失1,749百万円であります。当該指標を選択した理由は、事業の成績や効率性を表す指標であるためであります。当社の業績運動報酬は、職位別の中堅ポイントに対して業績運動係数を乗じたもので算定されております。
 3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件は「イ. 取締役の報酬等の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当該事業年度における交付状況は「2. (1) (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
 4. 業績運動報酬等（非金銭報酬等）は、報酬の対象期間に応じて複数年にわたって費用を計上する業績運動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」の当事業年度の費用計上額であります。
 5. 取締役の報酬額は、2008年6月24日開催の第85回定時株主総会において年額220,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。
 6. 監査役の報酬額は、2008年6月24日開催の第85回定時株主総会において年額60,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
 7. 上記5. の報酬限度額のほか、2017年6月23日開催の第94回定時株主総会において、業績運動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」として、取締役（社外取締役除く）及び上席執行役員以上に対し、183百万円（うち、取締役分として132百万円）を上限とした信託への拠出を決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名、上席執行役員以上の員数は3名です。
 8. 取締役の報酬等の額には、2024年6月25日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）の在任中の報酬等が含まれております。

⑥ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の兼職状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
 特記すべき事項はありません。

□ 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

特記すべき事項はありません。

八. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

		出席回数		発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する職務の概要
		取締役会	監査役会	
取締役	房前芳一	25回 (100%)		取締役房前芳一氏は、製造業の執行役員、工場長、海外関係会社社長の経験、高い見識から取締役会において積極的に意見を述べてあり、特に、技術・品質管理などについて専門的な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。なお、2024年度からは人事報酬委員会の委員長に就任しております。
取締役	寺本進	17回 (100%)		取締役寺本進氏は、製造業の執行役員、工場長、品質統括等の経験に加え、大学院教授として研究・教育に携わった経験も有しております。高い見識から取締役会において積極的に意見を述べており、経営全般にわたって専門的な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 同氏は、2024年6月25日開催の第101回定期株主総会において新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。 また、人事報酬委員会の委員として、取締役就任後に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
常勤監査役	吉村太一	25回 (100%)	15回 (100%)	常勤監査役吉村太一氏は、金融業での豊富な経験と高い見識から取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、経営や監査活動全般について客観性や中立性を重視した発言を行っております。
監査役	有賀義和	25回 (100%)	15回 (100%)	監査役有賀義和氏は、製造業での豊富な経験と高い見識から取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、経営や内部監査等について客観性や中立性を重視した発言を行っております。

(注) () 内に出席率を記載しております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	63百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63

(注) 監査法人との契約によって、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査を区分していないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額については、これらの合計額を記載しています。

	支払額
当事業年度に係る会計監査人と同一ネットワークに対する監査報酬の額	5百万円
当社及び子会社が会計監査人と同一ネットワークに対して支払う非監査報酬の額	—

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めておりますが、当該内容の契約の締結は行っておりません。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
流動資産	8,823,837	(負債の部)	3,567,293
現金及び預金	3,299,166	支払手形及び買掛金	754,435
受取手形及び売掛金	3,091,494	短期借入金	598,120
商品及び製品	738,946	一年内返済予定の長期借入金	1,105,260
仕掛品	448,648	リース債務	126,976
原材料及び貯蔵品	920,116	未払費用	404,032
前払費用	72,838	未払法人税等	37,642
その他の	254,156	未払金	352,826
貸倒引当金	△1,530	その他の	188,000
固定資産	5,221,582	固 定 負 債	3,409,204
有形固定資産	2,701,112	長期借入金	2,109,703
建物及び構築物	840,574	リース債務	61,395
機械装置及び運搬具	359,482	繰延税金負債	422,196
工具器具及び備品	106,881	役員株式給付引当金	39,917
土地	994,061	再評価に係る繰延税金負債	204,253
リース資産	159,402	退職給付に係る負債	548,879
建設仮勘定	240,710	資産除去債務	7,505
無形固定資産	195,543	その他の	15,353
ソフトウェア	11,075	負債合計	6,976,498
ソフトウェア仮勘定	179,530	(純資産の部)	
その他の	4,938	株主資本	4,731,801
投資その他の資産	2,324,925	資本金	2,295,169
投資有価証券	2,121,797	資本剰余金	1,931,557
繰延税金資産	99,760	利益剰余金	683,588
その他の	229,529	自己株式	△178,514
貸倒引当金	△126,163	その他包括利益累計額	2,337,119
資産合計	14,045,419	その他有価証券評価差額金	955,045
		土地再評価差額金	472,765
		為替換算調整勘定	891,552
		退職給付に係る調整累計額	17,756
		純資産合計	7,068,921
		負債・純資産合計	14,045,419

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額	
売 売	上 高		9,598,649
売 上	原 価		8,691,701
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	利 益		906,948
営 営 業 損 失			2,656,058
営 営 業 外 収 益			1,749,110
受 取 利 息 及 び 配 当 金		117,512	
為 替 差 益		25,953	
そ の 他		19,707	163,173
営 営 業 外 費 用			
支 払 利 息		92,324	
租 稅 公 課		17,830	
そ の 他		6,754	116,909
経 常 損 失			1,702,846
特 別 損 失			
減 損 損 失		15,081	15,081
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失			1,717,927
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		55,518	
法 人 税 等 調 整 額		△67,545	△12,027
当 期 純 損 失			1,705,900
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			1,705,900

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,899,241	流動負債	4,432,925
現金及び預金	1,943,359	支払手形	131,979
受取手形	9,209	買掛金	1,312,307
電子記録債権	907,285	短期借入金	1,426,516
売掛金	2,431,426	一年内返済予定の長期借入金	1,105,260
商品及び製品	312,596	リース債務	6,339
仕掛品	86,458	未払金	272,817
原材料及び貯蔵品	14,539	未払費用	156,135
未収入金	54,458	未払法人税等	12,082
短期貸付金	2,116,763	その他の	9,487
その他	253,740		
貸倒引当金	△230,597		
4,899,589		固定負債	3,229,019
固定資産		長期借入金	2,109,703
有形固定資産	1,192,434	リース債務	24,040
建物	477,480	退職給付引当金	541,894
構築物	5,880	役員株式給付引当金	39,917
機械及び装置	60,135	繰延税金負債	368,398
工具器具及び備品	46,163	再評価に係る繰延税金負債	137,559
土地	544,236	資産除去債務	7,505
リース資産	25,399		
建設仮勘定	33,137	負債合計	7,661,944
無形固定資産	85,899	(純資産の部)	
ソフトウエア	7,692	株主資本	3,949,398
ソフトウェア仮勘定	74,464	資本金	2,295,169
その他の	3,742	資本剰余金	1,931,557
投資その他の資産	3,621,256	資本準備金	1,157,189
投資有価証券	1,780,781	その他資本剰余金	774,368
関係会社株式	1,769,775	利益剰余金	△98,814
その他の	196,862	利益準備金	189,962
貸倒引当金	△126,163	その他利益剰余金	△288,776
		繰越利益剰余金	△288,776
		自己株式	△178,514
		評価・換算差額等	1,187,487
		その他有価証券評価差額金	865,902
		土地再評価差額金	321,585
		純資産合計	5,136,886
資産合計	12,798,831	負債・純資産合計	12,798,831

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額	
売 上 高			8,374,915
売 上 原 価			8,398,698
売 上 総 損 失			23,783
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,483,706
営 業 損 失			1,507,489
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金		690,747	
設 備 賃 貸 料		21,263	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益		125,788	
為 替 差 益		2,828	
そ の 他		4,955	845,583
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		150,201	
設 備 賃 貸 料 原 価		20,376	
そ の 他		4,189	174,768
経 常 損 失			836,674
税 引 前 当 期 純 損 失			836,674
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		11,000	11,000
当 期 純 損 失			847,674

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

岡谷電機産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 美晃
業務執行社員 公認会計士 矢嶋 泰久

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岡谷電機産業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡谷電機産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことがある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

岡谷電機産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 美晃
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢嶋 泰久
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岡谷電機産業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画（監査方針、監査実施計画、職務の分担等）を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、社外取締役と定期的に意見及び情報の交換を行いました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容についても、指摘すべき事項は認められません。監査役会としては、内部統制システムは経営環境の変化に応じた不断の整備・強化が重要であると認識しており、今後の更なる改善取組みを監視・検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

岡谷電機産業株式会社 監査役会

常勤監査役 吉村太一印
(社外監査役)

監査役 吉野卓印

監査役 有賀義和印
(社外監査役)

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。したがいまして、取締役5名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	【再任】 高屋舗明 <small>たかやしきあきら</small> <small>(1961年7月6日)</small>	1985年4月 当社入社 2007年4月 オカヤ エレクトリック シンガポール プライベート リミテッド社長 2011年4月 営業本部事業営業統括部長兼ノイズ事業営業部長 2012年4月 執行役員営業本部副本部長兼事業営業統括部長 2013年4月 執行役員国際事業カンパニー営業部門長 2016年4月 上席執行役員営業本部長 2017年6月 取締役上席執行役員営業本部長 2020年4月 取締役常務執行役員営業本部長 2022年4月 代表取締役社長執行役員営業本部長 2024年4月 代表取締役社長執行役員（現）	46,400株
【取締役候補者とした理由】 高屋舗明氏は、長年にわたり国内及び海外における営業活動を牽引し、同分野における実績と経験を有しております。2022年4月に代表取締役社長に就任し、経営の指揮、重要な業務執行の決定を行ってきており、引き続き取締役会の議長及び構成員としてさらなる業績向上に寄与すると判断いたしました。			

候補者番号	氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	<p>【再任】 やまだ　なおと 山田　尚人 (1957年4月26日)</p>	<p>1980年4月 当社入社 2004年5月 オカヤ エレクトリック シンガポール プライベート リミテッド社長 2007年4月 営業本部国内営業統括部長 2008年4月 執行役員国内営業統括部長 2010年4月 執行役員営業本部長兼事業営業統括部長 2011年4月 執行役員営業本部長 2012年6月 取締役執行役員営業本部長 2013年4月 取締役執行役員経営本部営業全般統括兼国内事業カンパニー長 2014年6月 取締役常務執行役員営業全般統括兼国内事業カンパニー長 2016年4月 代表取締役社長執行役員 2022年4月 代表取締役会長執行役員 2025年4月 取締役会長執行役員（現）</p>	74,600株
3	<p>【再任】 ほんまつとも 本間　勤 (1960年11月23日)</p>	<p>1983年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入社 1999年11月 同行ロンドン支店副支店長 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行欧州企画部次長 2008年4月 同行欧州業務管理部部長 2010年5月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 経営企画部付審議役 2013年4月 当社理事 2014年4月 執行役員経営本部副本部長 2016年4月 上席執行役員経営企画室長 2020年4月 上席執行役員生産本部長兼生産統括部長 2020年7月 取締役上席執行役員生産本部長兼生産統括部長 2022年4月 取締役上席執行役員生産本部長（現）</p>	29,400株

【取締役候補者とした理由】

山田尚人氏は、2016年4月から代表取締役社長執行役員として経営の指揮、重要な業務執行の決定を行ってまいりました。本年4月からは取締役会長執行役員として任にあたっており、引き続き業務執行取締役等に対し、適切な監督を行うと判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式の数
4	【再任】 ふささき よしかず 房 前 芳 一 (1952年8月17日)	1977年4月 日機装株式会社入社 2001年4月 同社流体機器工場長 2006年4月 同社執行役員流体機器工場長 2008年4月 Nikkiso-KSB GmbH社長 2009年4月 株式会社日機装技術研究所（現日機装技術株式会社）社長 2011年12月 日機装株式会社執行役員インダストリアル事業本部副本部長 2014年4月 同社業務推進役 2018年6月 当社社外取締役（現）	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
		房前芳一氏は、前職において、工場長、海外関係会社社長をはじめとする幅広い経験と見識を有しております。当社においても、中立の立場から事業活動及び経営に対して様々な提言や判断をされており、引き続き社外取締役としての職務を遂行していただけると判断いたしました。なお、同氏は2018年6月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。	
5	【再任】 てらもと すすむ 寺 本 進 (1958年9月12日)	1982年4月 オリジン電気株式会社（現株式会社オリジン）入社 2016年6月 同社執行役員エレクトロニクス事業部生産管理部部長 2016年12月 同社執行役員エレクトロニクス事業部技術開発・技術統括 2018年4月 同社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長兼吉見工場長 2019年5月 同社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長兼品質統括 2020年4月 同社エレクトロニクス事業部品質統括 2020年12月 同社エレクトロニクス事業部品質統括兼埼玉大学大学院理工学研究科教授 2022年4月 同社経営企画本部部長兼埼玉大学大学院理工学研究科教授 2024年6月 当社社外取締役（現）	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
		寺本進氏は、前職において、技術開発、品質統括をはじめとする幅広い経験と見識を有し、更に、大学院教授として研究及び教育に従事されました。当社においても、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。なお、同氏は2024年6月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 房前芳一氏及び寺本進氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件、及び当社社外取締役の独立性判断基準を満たしております。本総会において、房前芳一氏及び寺本進氏の再任が承認可決された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。
3. 当社は、房前芳一氏及び寺本進氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社定款規定により会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、本総会において、房前芳一氏及び寺本進氏の再任が承認可決された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 取締役候補者の高屋舗明氏、山田尚人氏、本間勤氏及び房前芳一氏は、当事業年度に開催された取締役会25回全てに出席いたしました。寺本進氏は、2024年6月25日就任以降に開催された取締役会17回中17回に出席いたしました。
5. 当社は、現任の取締役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約の内容の概要は、事業報告の「③ 補償契約の内容の概要」に記載のとおりです。本総会において、現任の取締役である候補者5名の再任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役及び監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役吉村太一氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式 の数
【新任】 いしどうともゆき 石動智之 (1960年3月17日)	<p>1982年4月 安田生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社</p> <p>2008年4月 同社総務部長</p> <p>2011年4月 同社契約部長</p> <p>2014年4月 明治安田生命ライフガーデンセンター株式会社リスク管理・コンプライアンス部長</p> <p>2015年4月 同社取締役企画総務部長</p> <p>2017年6月 安田不動産株式会社常勤監査役</p> <p>2024年6月 同社理事（現）</p>	0株

【社外監査役候補者とした理由】
 石動智之氏は、前職において監査業務に十分な見識を有しており、その幅広い経験に鑑み、社外監査役としての職務を適切に遂行していくだと判断いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 石動智之氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。本総会において、同氏の選任が承認可決された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社と監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。石動智之氏が選任された場合は、当社定款規定により会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を損害賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、監査役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約の内容の概要是、事業報告の「③補償契約の内容の概要」に記載のとおりです。本総会において、石動智之氏が選任された場合は、取締役会において決議のうえ、当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役及び監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。石動智之氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式 数
羽石和弘 (1966年2月1日)	<p>1991年1月 帝国ピストンリング株式会社（現TPR株式会社）入社</p> <p>2012年3月 同社経営企画室主幹</p> <p>2015年6月 同社海外事業第二部付主幹、TPR AMERICA,INC.出向（社長）</p> <p>2017年6月 同社名古屋営業所長</p> <p>2020年2月 同社経営企画室主幹</p> <p>2020年4月 同社執行役員経営企画室長</p> <p>2022年4月 同社執行役員（企画・システム担当）、経営企画室長</p> <p>2023年4月 同社執行役員（企画・人事・総務・秘書・システム担当）</p> <p>2025年4月 同社執行役員（人事・総務・IT・DX担当）（現）</p>	0株

【補欠社外監査役候補者とした理由】

羽石和弘氏のTPR株式会社における管理部門及びIT・DX担当執行役員としての実績を高く評価し、また当社とは利害関係のない見地から適切な指導及び社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 羽石和弘氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社と監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。補欠の監査役候補者が監査役に就任された場合は、当社定款の規定により会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を損害賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、監査役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。補欠の監査役候補者が監査役に就任された場合は、当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の取締役及び監査役が負担することになる業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害を当該保険により補填することとしております。なお、補欠の監査役候補者が監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含めることとなります。

以上

【ご参考】 当社における社外取締役の独立性に関する基準

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断するためには、現在または最近^{*}において、次の要件のいずれにも該当しないことが必要であると考えております。

*最近とは、過去3年間をいいます。

1. 主要な取引先

(1) 当社グループの主要な取引先^{*}の業務執行者^{*}。

(2) 当社グループを主要な取引先^{*}とする個人または法人の業務執行者^{*}。

*主要な取引先とは、当該取引先との取引金額が当社または当該取引先の連結売上高の2%を超える取引先をいいます。

*業務執行者とは、法人等の取締役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに類する者および使用人をいいます。（以下同様）

2. 主要な借入先

当社グループの主要な借入先^{*}の業務執行者。

*主要な借入先とは、当社の資金調達においては必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している借入先をいいます。

3. 主要株主

当社の主要株主^{*}もしくはその業務執行者。

*主要株主とは、当社普通株式の発行済総数の10%以上を保有する株主をいいます。

4. 専門家

(1) 当社から役員報酬以外に、過去3年間平均で年間1,000万円を超える金銭その他財産上の利益を受けている法律専門家、会計専門家その他コンサルタント。

(2) 当社から過去3年間平均で年間1,000万円を超える金銭その他財産上の利益を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の専門サービスを提供する法人その他団体の一員。

5. 近親者

上記1から4に該当する者が、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者またはそれらに準ずる権限を有する業務執行者である場合、その者の配偶者または二親等以内の親族。

6. 当社または当社グループの業務執行者

現在および過去において当社または当社グループの業務執行者、取締役、監査役、執行役員、会計参与、支配人。

【ご参考】 取締役のスキルマトリックス

本株主総会において、各取締役候補者が選任された場合のスキルマトリックスは、以下のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	出席回数 取締役会	当社が各取締役に特に期待する分野							
				経営戦略	財務・会計	法務・リスク管理	グローバル経営	製造・技術・工	人事・労務・人材開発・ダイバーシティ(多様性)	環境・社会・ガバナンス	ESG経営
1	高屋舗 明	代表取締役 社長執行役員	25回/25回	○			○	○		○	○
2	山田 尚人	取締役 会長執行役員	25回/25回	○	○		○			○	
3	本間 勤	取締役 上席執行役員	25回/25回	○	○	○	○	○	○	○	
4	房前 芳一	社外取締役	25回/25回	○			○	○	○	○	○
5	寺本 進	社外取締役	17回/17回					○	○		○

(注) 寺本進氏は、2024年6月25日就任以降に開催された取締役会17回中17回に出席いたしました。

以上

第102回 定時株主総会会場ご案内

会 場 東京都千代田区九段北四丁目 2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）6階 霧島
電話 03(3261)9921

(交通)

JR中央・総武線（各駅停車）市ヶ谷駅より徒歩2分
東京メトロ有楽町線・南北線 市ヶ谷駅（A1または1）出口より徒歩2分
都営地下鉄新宿線 市ヶ谷駅（A1、A4または1）出口より徒歩2分

(会場付近略図)



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。